

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏名 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日 生まれ

□下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、月日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 □ () [治癒]

第2種感染症 □インフルエンザ(A型・B型) 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで

- 麻しん [解熱後3日経過] □風しん [発疹消失]
- 水痘 [すべての発疹の痂皮化] □咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
- 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]
- 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
- 結核 [感染のおそれなし] □髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 □流行性角結膜炎 □急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし] □腸管出血性大腸菌感染症(*) (*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

- コレラ □細菌性赤痢 □腸チフス □パラチフス

◆第3種その他の感染症 [①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

- ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)
- ② アデノウイルス感染症
- ③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)
- ④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・()

□ いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

- 血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん
- よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
- がんこな咳漱 唾液腺の腫大

□ その他の意見:

平成 年 月 日

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):